

VI 秋田城跡第五次調査出土

八四号木簡（干支棒木簡）の再検討

山形県立米沢女子短期大学 三 上 喜 孝

はじめに

一九八九年から一九九〇年にかけて行われた秋田城跡第五次調査では、秋田城の外郭東門跡をはじめ、それにとりつく築地塀、布掘り溝等の外郭施設、掘立柱建物跡、竪穴住居跡、それに木簡、漆紙文書が大量に廃棄された大規模な土取り穴が検出された。この土取り穴からは、延暦十年、延暦十三年の年紀をもつ木簡のほか、下層からは天平宝字三年具注曆漆紙文書なども出土している。これらの文字資料は、『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 秋田城出土文字資料集Ⅱ』（秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所、一九九二年）で報告されている。

その中の木簡の一つ、八四号木簡（図1）は、きわめて特異な木簡である。まずその形状については、報告書では「十干十二支の組み合わせで一面に十組？。七面に面取り、うち三面に穿孔。棒状」と解説されている。すなわち七角柱の棒状木簡であり、その面にはいずれも干支が書かれているというものである。また、釈文は次のようになっている。

○従来の釈文（・は穿孔）

① 甲申・乙酉・丙戌・丁亥・戊子・己丑・庚寅・辛卯・壬□・□巳

②（干支（未解説））

③（干支（未解説））

④ 甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉

⑤ 癸丑 甲寅 乙卯 丙辰 丁巳 戊午 己未 庚申 辛酉 壬戌

⑥（干支（未解説））

⑦（この面については干支かどうか不明）

本木簡がどのような目的で作成され、どのように使われたのか、具体的な用途については不明であった。釈文にある干支の記載順も、今ひとつ法則性に欠けるようである。

本木簡は、一九九八年度、国立歴史民俗博物館により複製品の作製が行われたが、筆者はそれに先立ち、所蔵者の秋田城跡調査事務所と、釈読を担当された平川南氏の許可を得て、本木簡の再調査をおこなった。

本木簡は、材の腐蝕がはなはだしく、また墨の遺存状況がきわめて悪かったため釈読は困難を極めたが、赤外線カメラによる詳細な観察の結果、従来の釈文とはかなり異なった釈読を提示することができた。そこで本稿では新たに得られた釈文を紹介し、あわせて本木簡がもつ意義について若干の考察を試みる。

一、形状

完形の棒状木簡で、七面に面取りがほどこされている。このうち三面に穿孔が認められる（うち一面に十カ所、二面に九カ所）。



図1 84号木簡写真（赤外線カメラ）

二、釈文

再調査の方法は次の通りである。

まず、本木簡には各面ごとに十の干支が書かれている、と想定した上で赤外線カメラを用い、干支が書かれていると思われる場所を拡大して画面に映し、各部分の写真撮影を行った。できあがった写真から文字のある部分を拾い出し、字画部分だけをトレースした。この時、写真だけではきわめて不鮮明なので、赤外線カメラにより映し出された実際の木簡のテレビ画像を随時観察しながら、字画部分を特定し、トレース作業を行った。そして最終的に、トレースした各部分をつなぎ合わせ、全体の見取り図を完成させた。この作業を、第一面から第七面まで繰り返した。その結果、図2のような見取り図が完成した。

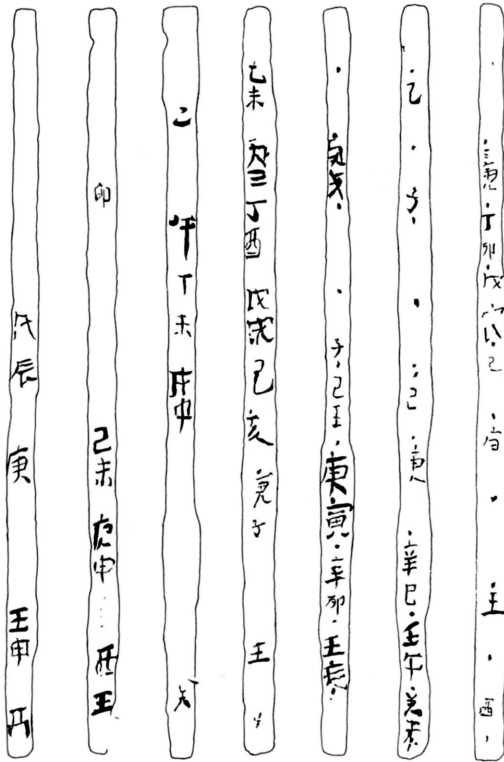


図2 秋田城跡出土84号木簡見取り図

再調査により判明した釈文は、次の通りである。

○新釈文（「」は穿孔）

- | | |
|---|--------------------------------|
| ① | □□・□□・丙寅・丁卯・戊辰・□□・庚□・□□・壬□・□酉・ |
| ② | □□・乙□・□子・□□・□□・己□・庚□・辛巳・壬午・癸未 |
| ③ | □□・□□・丙戌・丁□・□子・己丑・庚寅・辛卯・壬辰・□□ |
| ④ | □午 乙未 丙申 丁酉 戊戌 己亥 庚子 □□ 壬寅 癸□ |
| ⑤ | □□ 乙□ □午 丁未 戊申 □□ □□ 癸□ |
| ⑥ | □□ □卯 □□ □□ □□ 己未 庚申 □酉 壬戌 |
| ⑦ | □□ □□ □□ □□ 戊辰 □□ 庚□ □□ 壬申 □酉 |

今回、七面のすべてに文字が確認でき、しかも、原則として一面に十の干支が書かれていたと推定できた（ただし、五面目、六面目は九干支しか書かれておらず、一つ干支が脱落している）。しかも、釈読できた干支の文字から、判読不明な部分の干支を推定していくと、「甲子」から「癸亥」までの六十干支が、順番通りに並んでいたと推定される。ただし本木簡は七面あり、一面に十干支ずつ書かれていたとすれば六面で十分なはずである。そこで残りの一面を検討すると、残りの一面にはもう一度「甲子」から「癸酉」までの最初の十干支が書かれていたことが判明した。

以上をまとめると、本木簡は、本来は次のように書かれていたと推定できる。

○推定釈文（「」は穿孔）

- ① 甲子・乙丑・丙寅・丁卯・戊辰・己巳・庚午・辛未・壬申・癸酉
- ② 甲戌・乙亥・丙子・丁丑・戊寅・己卯・庚辰・辛巳・壬午・癸未
- ③ 甲申・乙酉・丙戌・丁亥・戊子・己丑・庚寅・辛卯・壬辰・癸巳
- ④ 甲午・乙未・丙申・丁酉・戊戌・己亥・庚子・辛丑・壬寅・癸卯
- ⑤ 甲辰・乙巳・丙午・丁未・戊申・己酉・庚戌・辛亥・癸丑
- ⑥ 甲寅・乙卯・丙辰・丁巳・戊午・己未・庚申・辛酉・壬戌
- ⑦ 甲子・乙丑・丙寅・丁卯・戊辰・己巳・庚午・辛未・壬申・癸酉

以上のように全体の釈文を推定した上で、今度は、見取り図で字画が確認できなかった部分にも、推定した文字を割り付けていった。その際、図2で確認できた干支の文字を使用して、字画の確認できなかった部分に割り付けていった。以上のようにして作成したのが、図3である。

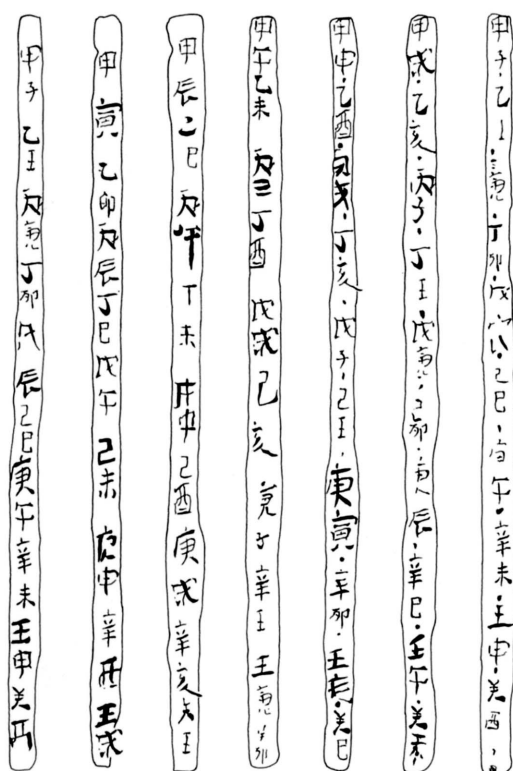


図3 秋田城跡出土84号木簡復元推定図

三、文字の割付

この干支棒木簡を子細に観察すると、干支の初めの方の「甲子」の行(①)から「甲申」(③)の行までは作りが丁寧で、穿孔もきちんとあけられているが、「甲午」の行(④)以降になると作り方が粗雑になり、穿孔もあけられず、干支の文字配置も次第にバランスを崩したものと natte しまっている。「甲辰」の行(⑤)と「甲寅」の行(⑥)などは、文字の割付を間違えたためか、干支が九つまでしか書かれておらず、「壬子」や「癸亥」は書かれていない。穿孔の意味については後述するが、ひとつには文字の割付の際の目安としての役割をも果たしていたのかもしれない。

四、本木簡の性格

従来の釈文では、干支の記載順に法則性が見出せなかったために本木簡の性格付けが困難となっていたのであるが、今回再検討してみると、実は単純なことに、干支の記載順は六十干支の順番通りであったことが推定できた。

では、本木簡の用途はどのようなものであったのだろうか。秋田城跡調査事務所の日野久氏のご教示によれば、本木簡ときわめて類似するものとして、かつて菅江真澄が紹介した「干支六十字六方柱」というものがある。

菅江真澄の『さくらがり』（文政七年（一八二四））によれば、

「文化十四年の夏、脇神村の枝郷に小勝田村（北秋田郡鷹巣町）の海岸、米代川のへたうち崩れて大なる家出たり。機ハタの具・絡ハタリ・簀ワラ・櫛シ・葺ツケなど出たる中に、八角なる木の長さ一尺一寸六分なるに支干

六十字書いて、二字の間ダごとに穴ある幣串のごときもの出たり。此事考て一ト巻とせり」

とあり(註1)、これによれば、文化十四年(一八一七)、小勝田村(北秋田郡鷹巣町)で米代川の川岸が崩れて、出現した埋没家屋から、六十干支を書いた長さ一尺一寸六分の八角の棒が出土したことが記されている(図4)。米代川流域にはこのような埋没家屋が多くみられるが、これらは十世紀代におこったシラス(軽石)洪水が原因であると考えられている(菅江自身はこの家屋が、天長五年『日本後紀』によれば正しくは天長七年(八三〇)にみえる出羽国秋田の大地震にともなった大洪水により埋没したものと推定している)。

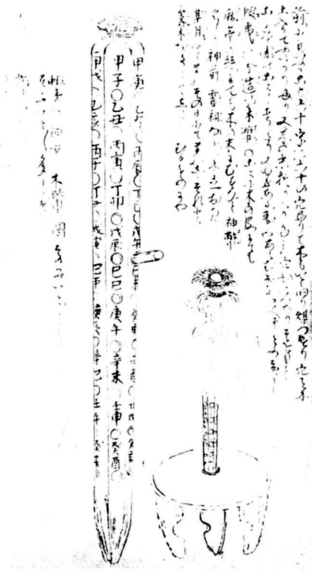


図4 「干支六十字方柱」の図
(註2書より)

また、『菅江真澄翁画』所載の図版解説によれば(註3)、
「支干六十字八角柱、長一尺一寸五分。

神齋の具と見えたり。子祭を始め某の日といふことを知らしむる十干十二支の其日の下に穴あり。其日は其穴に釘をさしたるものと見えて、其釘の折レ入りたる穴あるを見て是レ考ふ。なほ人の考へをまたむ」とある。

これらは出土した干支棒を「八角」としているが、大館の人、黒川道形(一七六七―一八三六)が書いた『秋田千年瓦』(文化一四年七月執筆)にも、埋没家屋についての詳細な記述があり、そこでは「又六角に削たる木に十干十二支を書たる物の出たるに、亥の字の代りに胆字を用いしとや」と記しており、これを六角柱としている。また菅江自身も、次に紹介するように「六角六面」のものとして考証している。おそらく「八角」は誤りで、「六角柱」の方が正しいであろう。(註4)

その『干支六十字六方柱ノ考』(註5)で、菅江はこの干支棒について次のように考察している。

「六角六面の木に十干十二支六十字を記て、甲子〇乙丑〇丙寅〇丁卯〇と、しかその二字の間ごとに六方みなから穴あり。そは某兄、某弟、某日と、むかしはもはら記せり。(中略)そはその日をあげて、その籌をさしてしらしむるしるしの穴あるにや。此穴の数六十ある。そが中に、木の尖の折し内りたる穴一ツ有るをもて此よしを考へり。いにしへ、甲子ノ神、亥子ノ神、子卯ノ神などをもはら祭りしことありけるよし。甲子ノ日、庚申ノ日、己巳ノ日、癸子ノ日を今も祭る事あり。(後略)」

「此六角ノ木の頭くびれてあり。又本の尖たるは、末に白麻付て幣とし神にとり奉りて、常は台にさして神の御前に居るものにや。なにもまれ、神齋の具なるらむかし。」

まず菅江は、この六角柱に六十干支が書かれていること、そして、干支の下に穴があいていることから、この干支は日付の干支を表し、その日その日の該当する干支の下穴の所に、籌(木の棒)を突きさ

すことにより、その日が何の干支なのかをわかるようにしたものと推定する。つまり干支早見表である。

続いて菅江は、この干支棒の形態にさらに着目し、上端部がくびれており、下端部が尖っていることから、上端部のくびれたところに白麻の幣帛を付け、下は台のようなものに固定して、神前に供えたものではないかとしている。すなわちこの干支棒は、何らかの祭祀具ではないかと推定しているのである。

一尺程度の長さの六角柱であること、六面に十干支ずつ計六十干支が書かれていること、干支の下にはそれぞれ穿孔があること等、形態的な特徴は秋田城跡八七号木簡と酷似している。秋田城跡出土八七号木簡は、菅江の描いた「干支六十字六方柱」と同様のものではあったといえよう。

しかも菅江によれば、穿孔のうちの一つに尖った木が折れて入っていたというのだから、この木簡の使用法が菅江の言うように、その日の該当する干支に楊枝のような細い木を突き刺して、干支早見表のような使い方をしていた可能性は十分あり得るであろう。ただし、後半で述べているような祭祀具としての使用法に限定してしまうことについては、なお検討の余地がある。

こうしてみると秋田城出土の干支棒木簡は、その日が何の干支に当たるかを知るための干支早見表の役割を果たすものであったと考えることができよう。膨大な情報をもつ具注暦のうち、日付の干支の部分だけを活用する際に用いられた簡便な道具として作られたものと考えられる。

ただし、秋田城の干支棒木簡が六角柱ではなく七角柱である点や、

穿孔が七面のうち三面しか認められない点が不審である。この点からすれば秋田城の干支棒は、実際に使われていたものとは考えがたく、むしろ未製品ではなかったかと思われる。おそらくは途中まで作りかけたものの未完成に終わり、実際に使用することを諦めたものと思われる。

秋田城跡で出土した干支棒木簡は、中国の漢簡のなかにある三角柱または四角柱の形をした「觚」とよばれるものとも類似している。漢簡の「觚」の中には、甲子から癸亥までの六十干支を一覧表の形で整理した「干支表」を書いているものがみられるという(註6)。敦煌漢簡では四角柱の四面ともに、

甲子 乙丑 丙寅 丁卯 戊辰 己巳 庚午 辛未 壬申 癸酉

と書かれた「觚」が確認できる(註7)(図5)。



図5 漢代の干支組み
合わせ表木簡(1)
(写真は註6書、見取
り図註8書)

また、五面に削った「觚」の一面に、

申 辛酉 壬戌 癸亥 (上部欠損)

と干支を書いたものもある(註9)(図6)。あるいは一面に十二の干

支が書かれていたのだろうか。

秋田城出土の干支棒木簡は、その淵源をたどると漢簡の「觚」に行き着くのではないだろうか。



図6 漢代の干支組み
合わせ表木簡(2)
(写真は註7書より)

五、本木簡の関連資料

干支棒木簡が暦を簡便に用いるための道具であったとすると、干支棒木簡のほかに、こうした簡便な道具として、新潟県笹神村発久遺跡出土の、月朔干支木簡をあげることができる。

〔釈文〕

- ・ × 三月朔戊辰日
- × 卯日 六月朔丙申日
- ・ × □ 未日

この発久遺跡出土木簡については、平川南、小林昌二両氏の詳細な調査成果がある(註10 a)。

まず平川氏は、この木簡の内容を「某年の各月の朔の干支を書き連ねたものである」とし、木簡にみえる「三月朔戊□日」「六月朔□申日」の記載から、該当する年は、

延暦十四年(七九五)

三月戊辰

六月丙申

貞元元年(九七六)

三月戊辰

六月丙申

にしぼられるとした。

さらに平川氏は、木簡の記載の構成に着目し、次のように推定する。本木簡は下部が残り、しかもオモテと思われる面には三月と六月が併記されている。このことからオモテ面には、右側の行に正月・二月・三月、左側の行に四月・五月・六月と三か月ずつ記載したと推測できる。

裏面には当然、残りの半年分が記載されていたことになるが、裏面の右側の行は文字がオモテのように下端部近くまでではなく、わずかに「□未日」の三文字しか確認できない。また、裏面には右側の行にしか文字が確認できない。

オモテ面と裏面でこのように記載の構成が異なるのは、次のように復原することで説明が可能になる。

まずオモテには、表題として某年の月朔干支である旨が明記されたと思われ、そのために全体を下げて正月から六月までの半年分を記載した。それに対して裏は上端部から記載したため、下部に余白が生じたとみられる。また、裏面で右側にしか文字が確認できなかったのは、延暦十四年の場合、閏七月が存在するために右側四か月分、左側三か月分となったからであろう。貞元元年のは閏月が存在しないのでこの

ようにはならない。しかも、九月の月朔干支は延暦十四年が「乙未」、貞元元年が「甲子」であり、裏面の「□未日」が九月の月朔干支であるとするれば、延暦十四年とするのがふさわしいだろう。

かくして平川氏はこの木簡を、図7のように復原し、延暦十四年の月朔干支木簡であると結論づけた。平川氏は、「本木簡は古代の人々にとって重要な日々の干支を知ることのできる暦として十分に機能を果たすことができたであろう」と述べ、「このような「月朔干支」木簡は当時、簡便な暦として多用されたに違いないので、今後類例の発見が大いに期待できる重要な資料といえるであろう」と評価している。暦を簡便な形で活用しようとする工夫が実際におこなわれていたことが、本木簡の発見により確認されたのである。

さらに、月朔干支木簡についても、これと似たものが、敦煌漢簡の中に見られる（註11）（図8）。

(表)		(裏)	
延暦十四年曆月朔干支	正月朔庚午日	二月朔己亥日	三月朔戊辰日
	四月朔戊戌日	五月朔丁卯日	六月朔丙申日
	七月朔丙寅日	閏七月朔乙未日	八月朔乙丑日
	九月朔乙未日	十月朔甲子日	十一月朔甲午日
		十二月朔甲子日	

図7 発久遺跡出土
月朔干支木簡
(註10b書より)



図8 前漢永光5年
(B C 39) の暦簡

(表)

永光五年

正月乙巳朔大

二月乙亥小二日丙子春分

五月甲辰朔小四日丁未夏至

六月癸酉大八日庚辰初伏十八日庚寅

中伏廿一日癸巳立秋

七月癸卯朔小八日庚戌後伏

八月壬申朔大八日己卯

三月甲辰朔大十六日壬辰立夏

(裏)

九月壬寅朔小十三日甲寅立冬

十月辛未朔大

十一月辛丑朔小十日庚戌冬至

十二月庚午朔大十七日丙戌□□廿七日丙申立春己亥晦

これは永光五年（紀元前三九）の暦で、各月の大小と朔日の干支、立春立夏立秋立冬、三伏、夏至、冬至、春分の日付だけを書き、一枚の表裏だけで完結する簡便な暦である。発久遺跡の月朔干支木簡は、このうちの月の朔日部分だけをさらに抜き出したものと考えれば、こ

の木簡ときわめて類似した書式であることがわかるであろう。木簡の表裏を使用するという点も共通している。

なお、藤原宮木簡に、

五月大一日乙酉水平 七月大一日甲申

(〇八一型式、『木簡研究』三号)

と記された木簡がある。慶雲元年(七〇四)の暦と推定されているが、月の大小、朔日干支などを記している点が、永光五年の漢簡の書式と共通している。『木簡研究』三号所載の写真を見る限り、この木簡は上端と左端が欠損し、下端は原形をとどめているようにみえる。左側の行の五月の左隣には六月分の記載があり、七月の左隣には八月分の記載があったものとみられ、一方裏面の上半部には九月から十二月の記載があったと考えられる。おそらく全体を復元すれば、永光五年の漢簡のような簡便な暦として機能したのではあるまいか。

また、次のようなものもある(註12)。

戊丁丁丙丙乙乙甲甲甲癸癸

十七日

午亥巳戌辰酉卯申寅申丑未

これは暦譜とよばれるもので、簡頭に日付を書き、その下に正月から十二月に至る各月のその日付の干支を記し、これを三十簡(三十日分)並べて一年の暦としたものである。この場合は、十七日の干支を

十二か月分記している。神爵三年(紀元前五九)の暦とされている。こうした記載様式もまた、各月の朔日だけの干支を記した月朔干支木簡と類似しているといえよう。

おわりに 干支棒木簡の意義

本木簡の発見によって古代の地方社会において、国家から頒布された詳細な具注暦を、簡便な形で利用するための工夫がなされていたことが明らかにになった。しかも木簡という特性をうまく利用している点も重要である。

暦を簡便に活用するためのこうした知恵は、暦の知識の伝来とともに、大陸から半島を経て日本に伝わったものと思われる。暦の知識が渡来人によってもたらされたのと同様に、暦を活用する工夫もまた、渡来人によって伝えられたのであろう。

ところで、ここで取り上げた「月朔干支木簡」と「干支棒木簡」とを組み合わせることに、月の何日目の干支が何に当たるのか、といった情報を、瞬時に知ることができる。暦を簡便に知るための工夫は、多種多様な木簡を上手に組み合わせること、可能になったのであろう。

地方社会において、日付を干支で把握することがどれほど必要であったのか、その実態を知ることにはなかなか難しい。ひとつには、地域の祭祀や儀礼との関わりなどが当然考えられるであろう。しかしそれだけでなく、日常においても、干支と関わる状況は存在していたと思われる。

兵庫県氷上郡山垣遺跡出土の木簡に、図9のようなものがある（註

13）。おそらくは農業経営に関わる木簡と推定され、個人への稲（出挙稲か）の支給を日ごとに記していた記録簡であると考えられる。

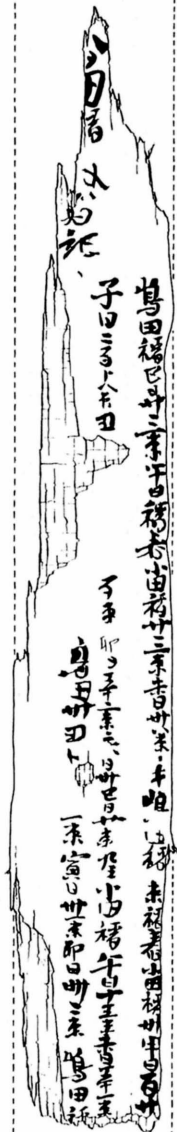
興味深いのは、「巳日」「午日」「未日」など、日付が十二支で書かれている点である。山垣遺跡は丹波国氷上郡の郡関連施設と考えられるが（註14）、少なくとも郡家のレベルでは、干支による日付表記がおこなわれる場合があったことを示すものであろう。干支による日付表記が地方社会においてどの程度使用されていたのかは、今後の検討課題となるだろう。

（1）「発掘の家居」（内田武志編『菅江真澄随筆集』平凡社、一九六九年、一八六頁。）

（2）内田武志編『菅江真澄全集 第九卷』、未来社、一九七三年

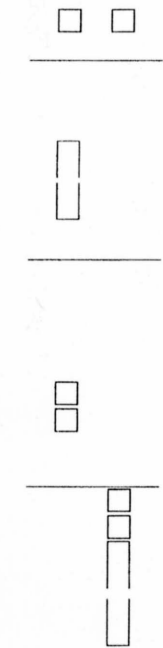
（3）前註（1）書一八九頁。

（4）埋没家屋と、六十干支を書いた六角柱については、さまざまな人の関心を呼んだようで、平田篤胤が秋田の佐竹藩士・岡見順平の報告を受けて、『皇国度制考』（天保年間刊）の中でこれについて考証し、次のように述べているという。



嶋田稲巳日卅三束午日稲春小田稲廿三束未日卅八束□嶋田稲□束稲春小田稲卅申日百廿×
 子日二百十八束丑□寅日百束□日五十二束辰日卅巳日廿束□小田稲午日十五束未日五十一束
 嶋田卅丑□□一束寅日卅一束卯日卅二束嶋田稲×

（刻線）



（447）×62×5 081 6 (3) 第二号

図9 兵庫県山垣遺跡出土木簡
（註13書より）

「其家の内に種種の器械ども有ける中に、予、未嘗て見知らざる一つの器物あり。其状尺度、または土圭などの類にやと思はる」

「長さ凡て一尺一寸三分、杉にて六角に制り、六面に干支を記すこと図の如し。一方に十干支ありて六方合わせて六十干支なり。其間曲尺ノ一寸づつに刻みて、六面ともに穴あり、文字幽かに見ゆ」（「解題」『菅江真澄全集 第九巻』、未来社、一九七三年）

明治以降では、白井光太郎が「日本風俗考」（『人類学雑誌』第四三号、一九九〇年）で、上古住民の住居が竪穴だという論拠に、この埋没家屋の例をあげ、あわせて六角柱干支棒も紹介している。

昭和十八年（一九四三）には、東大地震研究所の今村明恒が、「古代の比内地震」の時代考証に、これを用いた論文を発表したという（帝国学士院記事）。

それによると、菅江真澄の説と同様に、注暦の一種だとみている。そして、このような干支による日付表示法が廃止されて、数字によって日付が示されるようになったのは、六国史によると『文徳天皇実録』（天安二年（八五八））以後だから、これによって埋没家屋の年代も推測できるとしているという（註（1）書解説）。

最近では、鬼頭清明氏が『古代日本を発掘する6 古代の村』（岩波書店、一九八五年）の中で、埋没家屋と干支棒について紹介しており、「木片に墨書したものの出土例の古い例に属するだろう」と評価している。

（5）前註（2）書、一九一頁。

（6）阿辻哲次『図説 漢字の歴史』大修館書店、一九八九年、一八七頁。

（7）大庭脩著『大英図書館蔵 敦煌漢簡』同朋舎、一九九〇年。

（8）『四民月令』東洋文庫より

（9）註（7）書、七九頁。

（10）a 小林昌二・平川南「木簡について」『発久遺跡 発掘調査報告書』新潟県笹神村教育委員会、一九九一年。

b 平川南「地下から発見された文字」『新版古代の日本10 古代資料研究の方法』角川書店、一九九一年。

（11）註（7）書、五五頁。なお、永光五年の暦木簡については森鹿三「敦煌・居延出土の漢暦について」『東洋学研究 居延漢簡編』同朋舎、一九七五年による考察がある。

（12）註（7）書、五九頁。

（13）『山垣遺跡発掘調査報告書』兵庫県教育委員会、一九九〇年、なお釈文は『木簡研究』二〇号、一九九八年による。

（14）平川南「郡符木簡」虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年。

〔付記〕秋田城跡出土八四号木簡の調査にあたり、国立歴史民俗博物館平川南氏、秋田城跡調査事務所の日野久氏よりご配慮とご教示を賜った。記して感謝申し上げたい。

なお、拙稿「古代地方社会における暦——その受容と活用をめぐって——」（『日本歴史』二〇〇一年）においても、本木簡について考察をおこなっている。あわせて参照されたい。